

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの

該当なし。

該当なし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
- ・無形固定資産
- ・リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法を採用している。

定額法を採用している。

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
- ・賞与引当金

期末要支給額を計上している。

該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ①独立行政法人福祉医療機構の実施する退職手当共済制度
- ②社会福祉法人群馬県社会福祉協議会の実施する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人が行う事業は、社会福祉事業のみであるため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人が行う事業は、社会福祉事業のみであるため省略している。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人が行う事業は、社会福祉事業のみであるため省略している。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点区分（社会福祉事業）
 - 「法人運営」
 - 「共同募金配分金」
 - 「県社協受託事業」
 - 「ボランティアセンター」
 - イ 介護保険事業拠点区分（社会福祉事業）
 - 「訪問介護」
 - 「通所介護」
 - 「居宅介護支援」
 - 「福祉有償運送」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産定期預金	1,000,000			1,000,000
合 計	1,000,000			1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

円

計

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

円

計

円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	25,018,254	21,373,053	3,645,201
器具及び備品	3,274,092	2,496,271	777,821
合 計	28,292,346	23,869,324	4,423,022

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	20,140,128		20,140,128
合 計	20,140,128		20,140,128

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業 内容 又は 職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引 の 内 容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事実 上の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等
該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項